

第二回全国市民オンブズマン大会報告

官官接待の根絶をめざして



仙台市民オンブズマン
弁護士
吉岡和弘

1. 1995年7月29日と30日の2日間、全国市民オンブズマン連絡会議が主催する第2回全国市民オンブズマン名古屋大会が「官官接待の根絶をめざして」をテーマに名古屋市産業貿易会館において開催され、仙台からもオンブズマン並びにティアップグループが大挙して参加しました。その成果は、もはや既にマスコミ報道で周知のことと存じますが、以下に、当日の大会の概要を報告させていただきます。
2. まず、なんといっても、特筆すべきは、極めて短期間のうちに全国一斉の情報開示請求が45都道府県、10政令指定都市で行なわれ、その結果、40都道府県、8政令指定都市が食糧費に関する情報公開を行ない、平成5年度の財政課、秘書課、東京事務所が消費した食糧費の総額は27億8,000万円にももぼることが明らかになったことです。これに他の部局を含めると全国の

自治体が一年間に消費する食糧費の総額は300億円を下らないものと全国市民オンブズマン連絡会議は推定しています。しかも、こうした数字を弾き出す原動力になったのが仙台市民オンブズマンとティアップグループであったことは誰も認めるところですが、とりわけ、この作業に集中して取組まれた小野寺事務局長、庫山事務局次長、そして、ティアップグループの河村、日出両副会長らの努力は後世まで語り継がれる作業であったとお世辞ぬきでそう思います。

3. 次に、当日の大会で圧巻だったのは、全国各

オンブズマン

NO. 3 / 1995年12月15日 (金)

発行 仙台市民オンブズマン
仙台市民オンブズマンティアップグループ
〈事務局〉 仙台市青葉区中央4-3-28 朝市ビル3F
宮城地域自治研究所内
TEL (022) 261-5029
FAX (022) 227-3267

との懇親会に食糧費があてられていた事実も明らかになりました。

4. 一方、私たちは、全国一斉の情報公開を求めた直後に東京都の青島知事が誕生し、同知事こそが全国に率先して情報公開制度の醍醐味を市民に見せてくれるものと期待していたところ、なんと全面非開示という結論を出すという時代遅れの対応をされて私たちを失望させました。また、福岡では情報公開を求める件数ごとに300円、北九州市では200円をそれぞれ閲覧料として徴収するとの方針をとり、一回の情報公開申請で何十万円も支出しなければならない自治体もあり、私たちが

驚かせました。自治体の不正を暴く行動に私たちが自費を投入しなければならないというのは何ともおかしな話です。

5. また、当日、元島根県知事の恒松治氏が「官官接待は必要か」というテーマで講演をしてくださいました。元県知事の話だけあって、具体性に富み、大変、興味ぶかい話がきけました。最も印象的だったのは、同氏が「接待しようがしまいが、県政に影響はない」という話でした。「接待して影響がないというなら無駄づかい。接待して影響があるなら贈収賄罪。いずれにせよ、この問題は王手・飛車とりの問題。」である訳です。そして、最後に、「官官接待の根絶をめざす名古屋宣言」を参加者一同で確認しましたが、同宣言では、官官接待の本質を、①役人の後進性、②自治体財政の不透明性、③贈収賄等の犯罪性というキーワードで端的に指摘したうえ、今後とも継続的に情報公開を行なっていくことや、今後も官官接待が根絶されない場合には贈収賄等の刑事告発も検討することなど、更には、全国各地にオンブズマン組織を作り、地に根をはった監視活動を行なうことを確認しあいました。

6. 今年の2月、宮城県庁を舞台とする食

糧費不正支出問題が発覚後、オンブズマンやタイアップグループのメンバーから、この手口は宮城県のみならず全国各地でも行なわれているのではないか、については全国的に情報公開請求を行なってみてはどうか、その結果を名古屋大会で議論してはどうか、という提言がなされ、これを全国幹事会にはかって4月25日の全国一斉情報公開請求が実現する運びとなったものですが、全国大会からわずか5ヵ月しか経過していない現在、新潟、山形、福岡、札幌等々、全国各地にオンブズマン組織が次々と発足しはじめる一方、北海道や秋田をはじめ全国各地で官官接待に関する特徴ある取組みが力強く展開されています。そのうえ、12月1日には、「官官接待」が「'95ことしの新語・流行語トップテン」に選ばれています。わずか1年足らずでこれ程成果をあげた勝因は仙台市民オンブズマンとタイアップグループの強固なスクラムと新鮮なアイデアであったと確信します。今後もさらなる展開を期して頑張りましょう。そして、おいしい酒を飲み交わしましょう。



宮城県は先駆的な再発防止策を

昨年2月20日、当地宮城県で狼煙をあげた官官接待追放の動きは1年もたたないうちに、まさに燎原の火のように全国に燃えひろがった。3年間の根絶計画をたてた全国市民オンブズマンも予想を越えた反響の大きさに応えるべく対策の「前倒し」を行い、10月から来年3月まで毎月官官接待の前線基地である東京事務所の需用費を洗い続けて、早期に根絶にめどをつけるとの方針に切りかえた。そうした動きを加速させた意味において、浅野宮城県知事の原則廃止の決断は評価されてよい。だが、問題はこの決断によって終了したわけでも解決したわけでもない。むしろ「廃止すればそれで解決」という発想は「トップが悪いことをしたらトップを変えればそれでよい」という発想と同類であり、問題の本質を見えなくしてしまう危険性さえはらんでいる。浅野知事がその報告に接した時、「衝撃を受けた」と称する「悪しき慣習」とは何か、それがいつから、どのような事情で発生したのか、全庁にはびこるまで誰もそれを止めることができなかつたのはどうしてか等の「悪しき慣習」の実態の解明をまず急がなければならない。そのうえにたつて二度とこのような不祥事をおこさせないための再発防止策をシステムとして結実させる必要がある。現在は、いまだ道半ばの状況にあるとあってよい。このような立場に立って、仙台市民オンブズマンは当面以下の方針で臨むつもりである。

- ①食糧費の住民訴訟と県の調査改善委員会の特別チームの調査の2つによって「悪しき慣習」の実態の解明を期する。特別チームがしっかりした調査を行うよう12月中に仙台市民オンブズマンとして申し入れを行う。
- ②仙台市民オンブズマンは再発防止策のポイントを情報公開と監査委員制度の2つに置いている。例えば情報公開であるが、夜食もカラではないかと疑って残業命令簿の公開を求めたところ、残業者の上司の名前が黒く塗りつぶされていたので、なぜかと聞いたら「個人が識別されるの

仙台市民オンブズマン
事務局長

小野寺 信 一



で」という答えが返ってきたことがあった。公務員が公務の遂行過程で名前を出すのは個人としてではなく、公務員として出すのであるから、本来プライバシーの介入する余地はないはずである。しかし現在の宮城県の条例解釈では、そんな区別はおかまいなしで、ともかく個人が識別されるものは全部ダメということになっている。従って懇談会に出席した相手方の省庁、部署、個人名はもとより、接待する側の宮城県の職員の名前すら公開されていないのが現状である。このままではこの誤ったプライバシー論の陰に隠れて、公務員の精神を腐食させる病原菌がまたぞろはびこることになりかねない。よってまずこれをなんとかしなければならぬ。

次に監査委員の問題であるが、宮城県にとどまらず、全国の監査委員のていたらくはこれまで何度も新聞で取り上げられてきたので詳しい説明は省略するが、それにしても宮城県の場合は、ひどいの一言につきる。接待の相手方さえ調べればカラ飲食かどうかすぐにわかるから、是非そうしてくれと、口がすっぱくなるほど訴えても一顧だにせず、県が自白してカラ飲食が明らかになると「非力だった」と反省し、「非力なら辞めなさい」というと「反省して今後に備えることが自分たちの役目」とうそぶく始末である。従ってこれもなんとかしなければならぬ。そこで仙台市民オンブズマンは、情報公開の拡大と監査委員制度の抜本改革について12月中に意見書をまとめ、これを関係諸方面に配布し、あわせて地方自治法197条の2にもとづき当時の監査委員2名の罷免の申立を行うつも

大年寺山・青葉山訴訟報告



仙台市民オンブズマン青葉山・大年寺山・財政課食糧費各訴訟弁護団事務局長
弁護士
内田正之

青葉山訴訟も大年寺山訴訟も、仙台市の公園用地の買収価格が不当に高額であるとして、仙台市に与えた損害の賠償等を求めている裁判である。青葉山訴訟は1件だけの訴訟であるが、大年寺山訴訟は、①前市長はじめ買収に関与した市の幹部職員及び鑑定業者に対する損害賠償請求訴訟（職員・業者ルート訴訟）②売主に対し契約が無効であるとして代金の返還を求めている訴訟（売主ルート訴訟）③鑑定業者に鑑定料の返還を求めている訴訟と3件ある。

青葉山訴訟においては、周辺の土地を買収した際の鑑定価格等を市が明らかにしなかったため、適正価格についての立証が難航した。上記情報の開示につき、情報公開訴訟まで提起したが、最近、市がこれを明らかにしたため、上記情報公開訴訟は取り下げた。いよいよ次回（H.8.1.29（月）13:30～15:30）は、被告である鑑定業者の代表者尋問が行われる。

大年寺山職員・業者ルート訴訟においては、既に鑑定業者2社の代表者尋問が行われ、上記代表者らは仙台市職員のさしがねで不当に高額な鑑定書を作成したことを認めた。現在、買収交渉等に直接携わった元職員（当時の用地課主幹）の証人尋問が進行中であり、次回はH.8.1.23（火）10:30～12:00、次々回はH.8.3.12（火）10:30～12:00で、いずれも上記元市職員の証人尋問であ

る。

大年寺山売主ルート訴訟では、前回まで準備書面の応酬を繰り返していたが、次回（H.8.3.11（月）10:30～12:00）は、いよいよ元仙台市助役の佐々木忠夫氏の証人尋問が予定されている。

大年寺山鑑定料返還請求訴訟は、職員・業者ルート訴訟と同時進行であり、現在のところ特に報告することはない。

このように、新年早々重要証人の尋問が目白押しであるので、どうかタイアップグループの皆様、法廷傍聴ツアーにいらしていただきたい。

尚、今回は食糧費訴訟の報告についての原稿依頼はなかったが、これまでの準備書面のやりとりで、①52件中47件は施行伺の書類の記載に対応する懇談・飲食はなされていないこと②年度末になってから手続書類を作成していたことが明らかとなっている。詳しい事実関係について、なお、オンブズマン側では釈明を求めており、次回（H.7.12.14（木）10:15）に被告側で上記釈明の書面を提出する予定である。

以上報告する。

大年寺山訴訟

市が高値評価迫る

仙台 鑑定会社、書面を提出

仙台市民オンブズマン 被告鑑定会社のもう一社を大っぴらに「不検不動産鑑定事務所」と名乗った。四十七回、四十七回、高値評価と高くならぬか、と市に求めたが、鑑定料は返還されなかった。

市側は真実語って

被告の社長が訴え

「鑑定料は、市側が勝手に上げた。被告の証人尋問で立証した。事実が認められたら、市側は返金する」と訴えた。

被告の社長は、市側が勝手に上げた。被告の証人尋問で立証した。事実が認められたら、市側は返金する」と訴えた。

被告の社長は、市側が勝手に上げた。被告の証人尋問で立証した。事実が認められたら、市側は返金する」と訴えた。

（4ページから続く）

りである。官官接待の廃止こそ高知県に遅れをとったが、宮城県がこの改革をやり遂げること

ができれば、おそらく他の自治体のりっぱな手本となって、真の「地方分権」に一步近づくことになるに違いない。

「仙台市民オンブズマン」の活動

95. 6. 20 ~ 95. 12. 15

- 95. 6. 20 知事交際費（5月）一部開示
- 23 食糧費等調査改善委員会への申し入れ
- 24 全国市民オンブズマン連絡会議幹事会
- 26 青葉山（情報公開）公判、大年寺山（対売主）公判
- 〃 仙台市長交際費（5月）一部開示
- 27 大年寺山（対職員、鑑定業者）公判、大年寺山（鑑定料）公判
- 28 オンブズマン総会
- 30 JR駅北部再開発ビル（平成5年度）一部開示、同6年度開示請求
- 7. 4 平成4・6年度県監査事務局食糧費および調査依頼文（6年度）一部開示
- 5 情報公開条例の件で古川市議会議員との懇談
- 6 仙台市長交際費（平成5年7月～平成7年4月）一部開示
- 10 県財政課食糧費（情報公開）公判
- 11 仙台市顧問報酬に関する答申、記者会見
- 〃 仙台市長交際費（6月）開示請求
- 13 県秘書課他5課・局・時間外勤務命令簿（平成5・6年度）一部開示
- 〃 県知事交際費（6月）開示請求
- 14 人事課他8課時間外勤務命令簿（平成5年度）開示請求
- 〃 食糧費等調査改善委員会（第3回）開示請求
- 23 オンブズマン打ち合わせ
- 24 青葉山（情報公開）公判
- 25 オンブズマン弁護士会
- 27 財政課食糧費公判
- 28 仙台市長交際費（6月分）一部開示
- 29～30 第2回全国市民オンブズマン大会
- 8. 1 食糧費等調査改善委員会第3回資料一部開示
- 3 全関東学生雄弁連盟、オンブズマン等について調査
- 〃 知事交際費（6月、5年度押収分）一部開示
- 〃 知事・仙台市長交際費（7月分）開示請求
- 4 人事課他8課時間外勤務命令簿（平成5年度）一部開示
- 7 オンブズマン緊急例会
- 9 仙台市顧問報酬額情報提供
- 10 知事食糧費についての調査結果公表、オンブズマン記者会見
- 17 県監査委員へ辞任の申し入れ
- 18 JR駅北部再開発ビル（平成6年度）一部開示
- 22 知事交際費（7月分）一部開示、県土木技術管理室時間外勤務命令簿（平成5年度）開示請求
- 23 オンブズマン緊急例会
- 26 県監査委員回答についてのコメント発表
- 28 青葉山（情報公開）公判、大年寺山（対売主）公判
- 9. 4 青葉山公判
- 6 市長交際費（7月分）一部開示、市長交際費（8月分）開示請求
- 7 知事交際費（8月分）開示請求
- 9. 12 仙台商工会議所婦人会講演会（オンブズマンについて）
- 〃 県技術管理室時間外勤務命令簿一部開示（平成5年度）、県建築宅地課時間外勤務命令簿開示請求（平成5年度）
- 13 自民党県民会議研修会（食糧費について）
- 14 財政課食糧費公判
- 18 宮城県東京事務所国庫補助金流用問題記者会見
- 〃 各省庁県人会総会関係資料開示請求（平成2～4年度）
- 20 県東京事務所需用費（平成5年4月～7年10月）開示請求
- 21 食糧費等調査改善委員会報告と知事の改善策発表
- 22 オンブズマンと県議会1年生議員との懇談
- 〃 食糧費等調査改善委員会（4、5回）関係資料開示請求
- 25 県財政課（情報公開）公判
- 26 オンブズマン緊急例会
- 27 オンブズマン記者会見（食糧費等調査改善委員会報告と知事の対応について）
- 〃 市長交際費（8月分）一部開示
- 28 埼玉・新潟オンブズマン発会式（講師派遣）
- 30 全国市民オンブズマン連絡会議幹事会
- 10. 2 知事交際費（8月分）一部開示、知事・仙台市長交際費（9月分）開示請求、県議会事務局の食糧費開示請求（平成4年4月～7年9月）、森林保全課他15課東京出張旅費開示請求（平成5、6年度の一部）
- 3 大年寺山（対職員・鑑定業者）公判、大年寺山（鑑定料）公判
- 4 仙台市議会事務局の食糧費開示請求（平成5年4月～7年9月）
- 5 県港湾課他3課東京出張旅費開示請求（平成5、6年度の一部）
- 〃 各省庁県人会総会開示請求（平成6年度）
- 9 青葉山公判
- 11 県建築宅地課時間外等勤務命令簿一部開示（平成5年度）、各省庁県人会総会関係資料一部開示（平成2、3、4、6年度）、食糧費等調査改善委員会（4、5回）一部開示
- 12 仙台市議会事務局食糧費非開示決定
- 16 大年寺山（対売主）公判－証人尋問
- 〃 県議会事務局食糧費非開示決定
- 〃 オンブズマン10月例会
- 18 知事交際費（9月分）一部開示
- 〃 仙台市ガス局24課・室・所・センター食糧費開示請求（平成3年4月～7年10月）、仙台市ガス局LNG関係資料開示請求、仙台市広報課食糧費（マスコミ関係）開示請求（平成3年4月～7年10月）
- 24 日本下水道事業団への工事委託関係文書開示請求
- 25 市長交際費（9月分）一部開示、県東京事務所旅費・報償費（平成5年4月～7年10月）開示請求、仙台市東京事務所需用費・報償費（平成5年4月～7年10月）開示請求
- 26 財政課食糧費公判

- 10. 31 人事課他5課東京出張旅費（平成5、6年度の
一部）一部開示、東京事務所需用費（平成5年4月～7年9月）一部開示
- 11. 1 県中小企業課他3課東京出張旅費（平成5、6年度の
一部）一部開示
- 2 地域農業推進課他9課東京出張旅費（平成5、6年度の
一部）一部開示、東京事務所タクシーチケット代支出文書開示請求（平成2～6年度）
- 4 知事との懇談
- 〃 J R 駅北部再開発ビル問題検討会
- 6 J R 駅北部再開発ビル問題調査
- 7 仙台市広報課食糧費（マスコミ関係）一部開示
- 〃 タイアップグループ打ち合せ
- 16 J R 駅北部再開発ビル問題打ち合せ
- 17 日本下水道事業団と富士電機との工事請負契約書開示（平成4、5年度）、知事・市長交際費（10月）開示請求
- 〃 秘書課食糧費異議申立の件で意見陳述
- 18 下水道談合の件で打ち合せ
- 23 オンブズマン合宿例会
- 27 財政課（情報公開）公判、大年寺山（対売主）公判
- 〃 下水道談合一斉住民監査請求
- 〃 宮城県東京事務所需用費（10、11月分）・仙台市東京事務所需用費（11月分）開示請求

- 求
- 28 大年寺山（対職員・鑑定業者）公判、大年寺山（鑑定料）公判
- 30 仙台市長交際費（平成4年4月～5年6月、平成7年10月分）一部開示、宮城県東京事務所旅費、報償費（平成5年4月～7年10月）・タクシーチケット代（平成2年～6年度）一部開示
- 12. 1 会報編集会議
- 〃 仙台市東京事務所需用費・報償費（平成5年4月～7年10月）一部開示
- 〃 「'95ことしの新語・流行語トップテン」受賞式
- 8 知事交際費（10月分）一部開示、知事・仙台市長交際費（11月分）開示請求
- 9 全国市民オンブズマン連絡会議幹事会
- 11 オンブズマン東北・北海道連絡会議発足集会実行委員会
- 12 食糧費等情報公開の充実策についての検討
- 14 財政課食糧費公判
- 15 仙台市東京事務所需用費（11月分）一部開示
- 〃 会報「オンブズマン」No.3 発行



オンブズマン・新メンバー紹介

- ①生年月日
- ②出身地
- ③職業
- ④血液型
- ⑤趣味
- ⑥家族構成
- ⑦オンブズマンになった動機
- ⑧タイアップグループに望むこと



坂野 智 憲

- ①1960年10月9日
- ②仙台市 ③弁護士 ④B型
- ⑤スキー、ドライブ、パソコン（但しゲームしかできない）

- ⑥独身（仙台の女性は見る目がなくて困ったもんだ）
- ⑦小野寺事務局長の人格に惹かれて（決して強要されたわけではありません）。
- ⑧人数が増えると心強いですね。



松 下 明 夫

- ①1955年5月20日
- ②秋田県大館市
- ③弁護士（3年目）
- ④B型 ⑤野球、釣り
- ⑥妻、子3人（女小3、男年長組、不明6ヵ月）

- ⑦（動機）ここ2年来の仙台オンブズマンの活動は、「お上」に対する市民のあきらめに似た活動をつくがえすようなものでした。肥大化した行政権に対する、市民による民主主義の取り戻しという意義をもつと思います。私もその活動に加わって、仙台市を少しでも良くしたいと思います。
- ⑧オンブズマンの活動もタイアップグループとの協力、連携があってこそですので、御批判と御指導をお願いしたいと思います。

決算収支報告書

平成6年7月1日～平成7年6月30日

単位：円

収入の部：		
(1) 会費収入（144名分）	1,375,000	
(2) 賛助金収入	545,127	
(3) 受取利息	720	
(4) 雑収入（イベント残金）	78,608	1,999,455
支出の部：		
(1) オンブズマン支援金（2回分）	769,220	
(2) 通信費（発送代等）	166,710	
(3) 事務用品費（印代他）	31,120	

(4) 支払手数料（会場費）	18,100
(5) 会報印刷費（会報代）	378,260
(6) 事務委託費（自治研）	180,000
(7) 図書費（参考図書）	52,500
(8) 雑費（フィルム等）	57,450
差引次期繰越金	1,653,360
	346,095

上記の通り報告致します

平成7年8月8日
仙台市民オンブズマン・タイアップグループ
代表 佐久間敬子

タイアップグループ報告

会長就任のご挨拶

タイアップグループ会長 伊藤 智恵



タイアップグループの今期会長を務めさせていただくことになりました。

今年は本当にめまぐるしい一年でした。仙台市民オンブズマンを始めとする全国のオンブズマン達の活躍は毎日の

ようにマスコミを賑わせ、オンブズマンという言葉も広く認知されるようになりました。「官官接待」は「'95ことしの新語流行語トップテン」に選ばれるほど大きな社会問題となり、市民活動の大きな可能性が示されました。

一方、多くの監査請求や開示に参加し、杜撰な事務処理、ゆがんだ金銭感覚や麻痺した良心、前例の名のもとに繰り返される矛盾とそれに気づかない思考力の欠如、強欲、意地汚さ、保身など、人間の醜さの集約が現代日本の官僚なのだと思われました。

今年の多くの成果をふまえて来年はどんな展開になるのでしょうか。単なる流行で終わらせることなく、さらに広く監視の目を光らせなければ、振り出しに戻ってしまいます。オンブズマンはぼろぼろに疲れはててしまひそう……

いえ、そこにタイアップグループの存在意義があるのです。活躍の場が広がればその母体としての組織の充実が不可欠です。オンブズマンの活動を物心両面で支え、連帯し、共に行動し、さらに

多くのオンブズマンを生み出し続ける力をもった組織があって初めて、オンブズマンの一人ひとりの熱意と能力が余すことなく発揮されます。今夏、名古屋で開催された全国オンブズマン連絡会議で、仙台の群を抜いた活躍の一端をタイアップグループが担っていることが披露されてから、各地で次々とタイアップグループが結成されていると伺っています。全国に先駆けている仙台の組織の充実が、今後の展開の鍵になるといっても過言ではありません。完全な母体の実現に向けて、はなはだ微力ではございますが、最善を尽くして努力してまいります。決意でございます。前任の佐久間先生同様、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

【タイアップグループ役員】

会長 伊藤智恵、
副会長 川村直人、日出雄平、三塚芳徳

東北・北海道オンブズマン連絡会議・仙台市民オンブズマン報告集会開催について

○日時 1996年1月20日(土) 15:00
○場所 仙台市武道館 1F会議室
仙台市青葉区本町2-20-7 ☎262-0990
○会費 無料

新年会開催について

○日時 1996年1月20日(土) 18:30
○場所 ホテル仙台プラザ
仙台市青葉区本町2-20-1 ☎262-7111
○会費 8,000円(当日徴収)

〈会費納入先〉

七十七銀行本店 (普通) 6530010
郵便局振込 02290-6-8050
仙台市民オンブズマン・タイアップグループ

仙台市民オンブズマン タイアップグループ会則

- (1) 加入資格：仙台市民オンブズマンの活動の趣旨に賛同し、支援する意志のある個人。
- (2) 会費：年10,000円
但し、協賛金については、自由に受け付け、緊急時の支援費用に充当する。
- (3) 活動内容：年2回の会報の発行。臨時の会報は必要に応じて随時発行する。
市民の為の公開講座などを開催する。
その他の事業の企画、実施。
- (4) 総会：年1回とし、オンブズマンの総会に準じて開催する。
- (5) 役員：会長 1名、副会長 若干名
会計 1名、会計監事 2名
- (6) 役員会：必要に応じて開催する。
- (7) 事務局：事務局長(オンブズマンの事務局次長が兼任する)
事務局の所在地は当面、青葉区中央4-3-28 朝市ビル3階とする。
- (8) 会計について：年会費のうち、30%についてはオンブズマンへの支援金として拠出する。協賛金からの特別拠出金については、必要に応じて随時役員会において決定の上支出する。以上の拠出金、特別拠出金の会計処理内容については、総会の際にオンブズマン事務局より報告を受けるものとする。